

指定事業者処分基準（給水装置工事）

区 分	処 分 事 由	処分の種類
指定要件違反	事業所ごとに主任技術者を選任していないこと（指定事業者の指定を受けた日又は主任技術者が欠けるに至った日から2週間以内に主任技術者を選任しないこと。）。	指定の取消し
	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第20条に規定する機械器具を有しないこと。	指定の取消し
	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること （指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	無断通水、水道メーターの不正使用等を行うこと。	指定の取消し又は6月以下の指定の効力の停止
	必要な道路占用許可その他の許認可を受けずに給水装置工事を施行すること。	6月以下の指定の効力の停止
	工事の施行上の安全管理を怠り、当該工事に従事する者に危害を与えること。	3月以下の指定の効力の停止
	工事の施行上の安全管理を怠り、第三者に危害を与え、又は被害を及ぼすこと。	6月以下の指定の効力の停止
	市長の承認を受けずに給水装置工事を施行すること。	6月以下の指定の効力の停止
	施行した給水装置工事について、完了検査を受けないこと。	6月以下の指定の効力の停止

指定事業者処分基準（給水装置工事）

区 分	処 分 事 由	処分の種類
	特別の理由がないのに、市長の指示又は指導に従わないこと。	3月以下の指定の効力の停止
主任技術者選任等 義務違反	一の主任技術者を2以上の事業所において選任し、その職務に支障があること。	3月以下の指定の効力の停止
	主任技術者の選任又は解任の届出をしないこと。	指定の取消し
届出義務違反	次に掲げる事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。 ・事業所の名称又は所在地 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・法人にあっては、役員の氏名 ・主任技術者の氏名又は免状の交付番号	指定の取消し
	給水装置工事の事業の廃止、休止及び再開の届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。	指定の取消し
事業の運営基準違反	次に掲げる工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる能力を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないこと。 ・配水管から分岐して給水管を設ける工事 ・給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事	1月以下の指定の効力の停止
	市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行しないこと。	6月以下の指定の効力の停止
	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。	6月以下の指定の効力の停止
	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適しない機械器具を使用すること。	3月以下の指定の効力の停止
	給水装置工事ごとに指名した主任技術者に当該工事に関する記録を作成させず、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しないこと。	3月以下の指定の効力の停止

指定事業者処分基準（給水装置工事）

区 分	処 分 事 由	処分の種類
工事施行に関する 義務違反	給水装置の検査に当たり、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した事業所に選任されている主任技術者を検査に立ち合わせることを求められ、正当な理由なくこれに応じないこと。	3月以下の指定の効力の停止
	その施行した給水装置工事に関し必要な報告若しくは資料の提出を求められ、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。	3月以下の指定の効力の停止
	その施行する給水装置工事が水道施設の機能に損害を与え、又は与えるそれが大であること。	6月以下の指定の効力の停止
不正申請	不正の手段により指定を受けたこと。	指定の取消し